



2022年 4月 8日  
第178号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集 情宣担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

## 横地申 適正な過半数代表者の選出を求める 第31号 緊急申し入れ団体交渉(2期日目)を行う! ④

【組合】2項で議論した、4職場(大船運輸区・鎌倉車両センター・鶴見駅・国府津運輸区)の調査報告を示して頂きたい。

### 会社回答

#### 【大船運輸区】

・「副区長からあなた出なさい」「諦めた」「内勤ミーティング」「区長が出したい人が立候補する」と言われた件について、全て**事実相違**である。

・「副区長からあなた出なさい」ということはなく、自分の意志で立候補した。「諦めた」については、今までは自分のことだけで明けて早く帰っていたが、今までの生活を諦めたということ。内勤ミーティングについては開催していない。当直ミーティングにおいても過半数代表選の話しをした事実はない。副区長より「区長が出したい人が立候補する」と言われたから出たということについて、別の人を推薦していることはなく主張とは違う。

#### 【鎌倉車両センター】

・「昔36を盾に取られてひどいめにあった。労働組合に勝たせてはいけない」という発言については、**事実相違**である。  
・鎌倉車両センター社員と11月に意見交換を行った際、「現場の皆さんの声を聴かせて欲しい」「36協定は重要である」といった話をした。

#### 【鶴見駅】

・2021年の信任投票の際、現場長より「身なりがしっかりしているから信任してくれ」との発言についても**事実相違**である。  
・点呼の際に、「法に定められた人、職場を代表するしっかりとした人、しっかりと遂行する人に」という話をした。

#### 【国府津運輸区】

・投票用紙を配布した管理者が配布時ではないが、別の場所で「特定の候補者に投票して」と言っているということだが、「**特定の候補者に投票して**」というところは**事実と異なる**。

・**投票用紙を配布した選出事務の管理者が、呼びかけを行ったという事実はあった。**選出事務を行う者の指定が明確でなかったということで、次年度の選出の際は検討していきたい。

### 【前回議論の確認】

組合	会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の交渉の中で、「適正な選出方法で選出されたものであれば、会社から立候補を促された候補者であっても問題ない」と回答があったが、その認識は変わらないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な選出が行われたとの認識は変わらない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な選出が行われたということは選挙手続きのことか。会社が「あなた出なさいよ」と言った場合でも問題は無いのか。</li> </ul> <p><b>「使用者の意向」があったも適切な選出手続きさえ行われればOKなの?!</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令では「出なさいよ」と言って、<b>自動的に過半数代表者になることはダメ</b>。適切な選挙が行われて過半数の信任を得れば問題ない。仮に誰も立候補しない場合等、厚労省のHPにも「問題ない」と書いてある。強制的にはダメだが「出れば?」みたいな感じは問題ない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会社の意向が入ったもの」の労基署見解では、「『会社の意のままに動くこと』であり、会社が選出した場合、本当に過半数代表者の役割を鑑みても適切に会社に指摘出来る人でないと課題」と言われている。「出てもらいたい」は会社の意向だと私たちは考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは<b>労働者が選挙で決めること</b>であって、<b>意向が入っている人を選ばなければ良い</b>。</li> <li>・立候補は最終的には本人の意志。</li> </ul> <p><b>認められない! 対立!</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社としては意向を受けた候補者であっても民主的手続きで選ばれたものであれば問題ないという認識で良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向ということが「<b>会社の意のままに出来る</b>」ということの解釈が<b>拡大している</b>と思う。しっかりと過半数代表者としての役割を担ってくれるだろうから「あなた出れば」というのは、<b>必ずしも会社の思い通りになるという意味ではない</b>。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社が立候補者を擁立すること自体が問題だと言っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合側の主張、<b>問題意識は理解する</b>が、問題かどうかと言え<b>ば問題ない</b>というのが会社の見解。<b>適切な選出手続きを取って、労働者の過半数の信任を得れば問題ない</b>。</li> </ul>

**会社にモノが言えない! 過半数代表者は労働者代表ではない!!  
過半数代表者選への「使用者」の介入は一切認められない!!**

⑤に続く